

**「フリーランスに係る取引の適正
「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 107)

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局企画課	FAX	[REDACTED]
担当者名	鶴田征太郎	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

【質問内容】

法律案第2条第1項関係

業務委託事業者が、法人格を有しない任意組織に業務委託を行った場合において、当該任意組織に雇用又は登録されている者が実際の委託業務を行ったとき、実際の委託業務を行った者は同条に基づく「フリーランス」として扱われることとなるのか。

【質問の理由】

酪農家及び肉用牛農家は、休日確保等のため、自身が所属するヘルパー利用組合（任意組織）に対し、利用規約等に基づき、家畜の飼養管理作業等を行う者の出役を依頼し、ヘルパー利用組合からは、組合で雇用若しくは登録している者を出役させ実際の飼養管理作業を行うといった実態がある。実際の業務を行う者は、フリーランスとして酪農家及び肉用牛農家等から業務を受託しているという実態ではないと認識しているが、その扱いで良いのか確認したい。

【回答】

業務委託事業者が、法人格を有しない任意組織に業務委託を行った場合、当該業務委託に係る契約が業務委託事業者と実際に業務委託に係る業務に従事する者との間に成立するときは、当該業務に従事する者が新法第2条第1項各号の要件をみたす限り、新法にいう「フリーランス」に該当し得る。

もっとも、集落その他の特定の地域において、農作業に従事する農業者間における相互扶助の考え方立脚し農作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる農業者間における農作業の委託は、事業者間の行為には当たらぬと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈することとしており、そのような関係が認められる限り、酪農家及び肉用牛農家とヘルパー組合に雇用されあるいは登録されている者との間の取引についても同様の取扱いとなる。

【再質問】

業務委託事業者（農家）と任意組織（ヘルパー利用組合）の間で交わされた委託業務に関する契約に基づいて、任意組織と雇用契約を交わした者（ヘルパー）が業務委託事業者の現場に出向き実際に業務をおこなっている。

この場合、「当該業務委託に係る契約が業務委託事業者と実際に業務委託に係る業務に従事する者との間に成立するとき」に該当しないと考えるが正しいか。

【再質問の背景】

酪農家・肉用牛農家は、ヘルパー利用組合と契約を交わして組合員となり、ヘルパーを利用する権利を得る。ヘルパー利用組合は、酪農ヘルパーと雇用契約を交わしている。このような契約下において、ヘルパーは業務を行っているため、組合員である農家とヘルパーの間には契約が成立しないと考えるため。

【回答】

業務委託事業者が、従業員を使用しているヘルパー利用組合と業務委託の契約を行い、当該ヘルパー利用組合と雇用契約を締結しているヘルパーが現場で当該委託された業務を行う場合、当該ヘルパーはフリーランスには該当しない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 108)

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局飼料課	FAX	[REDACTED]
担当者名	野坂、久保、斎藤	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

【質問内容】

法律案第2条第6項及び第3条関係

法律案第3条において、「業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法によりフリーランスに対し明示しなければならない」とあるが、

個人の稻作農家（フリーランス）が稻わらの収集（役務提供）を行い、依頼した畜産農家（業務委託事業者）がその対価として畜産由来堆肥を提供した場合、報酬が「代金」ではなく「報酬の額」が発生しないことになるが、このようなフリーランスの給付に対し支払う報酬が代金でないことを前提とした業務委託に関しては、第3条等の規制は適用されないと理解でよいか。また、そのような対価は第2条第6項の「報酬」に該当するのか。

【質問の理由】

農林水産省との事前打合せにおいて、農林漁業について、原始的生産そのものの委託は適用にならないが、個々の農作業の委託は規制対象になるという旨の説明があったため、稻わらの収集（役務の提供）といった業務が規制対象となるか確認するもの。

耕種農家と畜産農家間における稻わらと堆肥の交換は広く行われており、口約束による慣行的なものもあると想定される。このため、こうしたケースで本法案の規定が適用され、書面又は電磁的方法での明示等が義務化された場合、従来の慣行的な取組が変更されることとなり、高齢者も多い現場の農家にとって、対応が困難と予想されるため。

※ なお、稻わらと堆肥の交換件数は把握できていないが、参考として、国産の稻わらの飼料利用は約72万tとなっている。

【回答】

集落その他の特定の地域において、農作業に従事する農業者間における相互扶助の考え方方に立脚し農作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる農業者間における農作業の委託は、事業者間の行為には当たらないと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈することとしている。

御指摘の畜産由来堆肥を対価とする稻わらの収集行為の依頼についても、そのような関係が認められる限り、同様の取扱いとなる。

【再質問】

質問23及び24の回答で、耕種農家が稻わらを収集する行為に関して、「集落その他の特定の地域において、農作業に従事する農業者間における相互扶助の考え方方に立脚し農作業

という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる農業者間における農作業の委託は、事業者間の行為には当たらないと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈することとしている。」とのことであるが、従来、稻わらは飼料や農業用資材としての利用を目的として収穫されるものがあり、それらについては通常の営農行為として行っているものであるため、前述の相互依存関係によって適用されないものではなく、「農耕、畜産、水産動植物の採捕等の原始的生産そのものの委託は適用とならない」と理解して、本法律の対象とならないと理解してよいか。

【回答】

耕種農家に対する稻わらを収集する行為の委託については、純粋に営農行為の面から評価すると、役務の提供に当たり得ると考えられる。しかし、地域に根差した農業コミュニティが有する社会性に着目し、「集落その他の特定の地域において、農作業に従事する農業者間における相互扶助の考え方」に立脚し農作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合」という前提を置くことにより、農業者間の各種農作業の受委託を包括的に事業者間の行為には当たらないと評価することができるものと考えている。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 109)

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局畜産振興課	FAX	[REDACTED]
担当者名	勝部 裕衣	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

質問及びその理由

【質問内容】

法律案第4条第1項関係

成功報酬の場合、60日以内に支払を完了することが困難な場合があるが、役務提供時から60日以上経過しないと明らかにならない成功報酬に応じた支払について、どのように考えているのか。例えば、60日以内に役務に対する一定の報酬（例えば技術料）を前払すれば、60日以降の役務に対する満額の成功報酬の支払を可能とするなどの例外を設けることは検討しているのか。

【質問の理由】

例えば、家畜人工授精業務について、現在一部の地域では、役務提供時には報酬を支払わず、約1年半後※の子牛販売時の価格に応じて、成功報酬として支払っている場合があることから、このような場合の扱いについて確認したい。（※妊娠期間280日十約8か月齢での出荷）

【回答】

役務の提供を委託する場合、「フリーランスが当該役務を提供した日」が「受領した日」となるところ、原則として、フリーランスが提供する個々の役務に対して、それぞれ「支払期日」を設定する必要がある（個々の役務の提供に一定の日数を要する場合には、役務提供が終了した日に対応する「支払期日」を設定することになる）。

【再質問】

いただいた回答を踏まえれば、例えば、我々が質問した家畜人工授精の場合、子牛販売時が家畜人工授精の役務提供が終了した日であると理解し、子牛販売時から60日以内に支払期日を設定すれば問題ないという理解で良いか。

それとも、従前より役務提供の成果に応じて成功報酬の支払を行っている業務であって、役務提供時から60日以上経過しなければその成果が明らかとならない業務においては、業務の性質上、役務提供時から60日以内の支払の義務化とはなじまないものと考えるが、例外なく役務提供時から60日以内に満額の報酬を支払わなければならないということか。

また、役務提供に係る経費（例えば資材費）が役務提供時から60日以内に支払われていれば、成功報酬に応じた支払については切り分けて考え、役務提供時から60日以上を経過しても問題ないという運用は考えられるのか。

【回答】

役務の提供に日数を要する場合、役務の提供が終了した日が「役務の提供あった日」となる。最初の御質問について、家畜人工授精の役務の提供の場合であって、その性質上役務

提供に日数を要し、かつ、子牛を販売に供する業務までを含んだ業務委託がなされているのであれば、貴見のとおりである。

なお、役務提供に係る経費（例えば資材費）は報酬ではないため、御指摘のような運用は想定していない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 110)

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 どのような者が「事業者」又は業務の委託の相手方である「事業者」に該当するか、どのような物品の製造、役務の提供の委託が「その業務のため」の委託であるかについて、多様なケースが想定されるため、今回の確認事項も含めてガイドライン等で考え方を明示して頂く必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>【質問の理由】 運用にあたって、適用対象を明確化するため。</p> <p>【回答】 本法律案における「事業者」及び「業務委託」の考え方については、今後、ガイドライン、Q & Aの公表などの方法により対外的にも明らかにしてまいりたい。</p> <p>【再質問】</p> <p>(1) ガイドライン、Q & A、通知等の作成に当たっては、先述の通り多様なケースが想定されることから充分な時間的余裕をもって関係各省に協議されるべきと考えるが、その理解で良いか。</p> <p>(2) 本法の周知に当たっては、正確に実態を把握することが難しい多数のフリーランスに対し、業界団体からの周知だけでは普及を図ることが難しいことから、本法の所管省庁である内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省から責任を持って周知されるべきと考えるが、見解いかん。</p> <p>【回答】</p> <p>(1) 貴見のとおり。</p> <p>(2) ご指摘のとおり、本法の所管省庁である内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省から責任を持って、説明会、ホームページ、SNSなど様々な方法で周知徹底に努める予定である。</p>